

報告第7号

令和7年度石垣市港湾事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和7年度石垣市港湾事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書を報告する。

令和8年6月8日提出

石垣市長 中山 義 隆

令和7年度石垣市港湾事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	市債	その他	
1 総務費	1 総務管理費	総務運営費	15,228	15,228						15,228
1 総務費	1 総務管理費	総務管理費	276,225	12,413						12,413
2 港湾整備事業費	1 港湾整備事業費	港湾機能整備事業費	118,800	48,325				48,300		25
2 港湾整備事業費	1 港湾整備事業費	C I Q施設整備事業 (沖振交)	343,000	8,000						8,000
4 港湾建設改良費	1 港湾建設改良費	港湾環境整備事業費	150,500	8,473			4,784	2,800		889
合 計			903,753	92,439			4,784	51,100		36,555

令和7年度 石垣市港湾事業特別会計予算繰越事業に係る繰越理由

(単位：千円)

款	項	事業名称	繰越額	繰越理由
1 総務費	1 総務管理費	総務運営費	15,228	設計内容等の見直しに不測の日数を要したため、年度内の完了が困難となったもの。
1 総務費	1 総務管理費	総務管理費	12,413	設計内容等の見直しに不測の日数を要したため、年度内の完了が困難となったもの。
2 港湾整備事業費	1 港湾整備事業費	港湾機能整備事業費	48,325	特注品の設計見直し、製作納品に不測の日数を要したため、年度内の完了が困難となったもの。
2 港湾整備事業費	1 港湾整備事業費	C I Q施設整備事業 (沖振交)	8,000	設計内容等の見直し等に不測の日数を要したため、年度内の完了が困難となった。
4 港湾建設改良費	1 港湾建設改良費	港湾環境整備事業費	8,473	設計内容等の見直し等に不測の日数を要したため、年度内の完了が困難となった。